

4 大和売薬の販路拡大と全購連売薬

最寄会の設置

まず昭和初期の販路拡張をめぐるエピソードなどをふりかえっておきたい。前掲の森本覚次郎の回顧によると、訪問先は全部門構えの家で、地主層が選ばれていたようだという。さらに「昭和四年ごろから、全国各地で拡張し、それを販売業者に売っていった。……私のところでは、六神丸を二〜三包だけ入れた紙袋による拡張もあって、計画どおり進んだ。『半島回り』といって各地の半島へも拡張に出かけた。もちろん私も行ったが、拡張専門員も行った。成果は能登半島一万八千戸、渥美半島一万五千戸、伊豆半島一万二千戸、知多半島一万二千戸だった」と語っている。東京に拡張専門員六人と拡張に行き、そのうちの一人が「押売り」とまちがえられた苦い経験から、「チンドン屋」を雇って宣伝し、成功したこともあるという。反面、「拡張の『行き過ぎ』も各地で見られた」という（前掲『薬日新聞』、昭和六年七月二十六日付）。同仁薬業株式会社会長の米田克巳は、大和売薬の営業状況について、「父は常に『余は行商に生き行商に死』と叫び続けていた」（『語り継ぎ『私の薬業史』』米田克巳、昭和六年七月二十五日付）と語っている。

大和売薬の同業組合では、販売の統制を通じて斯業の発展を意図することになる。凶作と不況に悩まされるいっぽうで、過当競争が激しくなり、一九三二年（昭和七）三月行商人取締細目を制定、そして行商地ごとに行商最寄会を結成させ、これを組合指導の下に置き、売薬の粗製乱造ならびに乱売防止をはかることにして共同の利益を増進しようとしたのである。行商人取締細目は、つぎのとおりである（『奈良県薬業史』資料、五一九頁）。

行商人取締細目（昭和七年三月二十六日決議）

第一条 本細目ハ大和売薬同業組合法定款第百十四ノ二ニ依リ之ヲ定ム

第二条 組合員ノ製造売薬及組合員ノ取扱フ移輸入売薬ヲ行商スル行商人ハ本細目ニ拠リ取締ヲ為スモノトス

第三条 行商人ハ総テ其行商地最寄会ニ加入スヘシ

第四条 行商人ハ常ニ法規ヲ遵守シ組合定款諸規程并ニ最寄会則及本細目ヲ遵守スヘシ

第五条 得意所有者タル組合員及得意持行商人ハ、其譲渡シタル売薬得意先へ、従来ノ配置行商關係ヲ利用シ、不徳不正又ハ虚偽ノ手段ニ依リ売薬ノ行商ヲ為スヘカラス其使用人ニ付テモ亦同シ

第六条 行商人ハ組合員タル営業者ノ承認ナクシテ、当該売薬配置用預袋其他之ニ代ルヘキ容器又ハ商標并ニ商号ヲ附シタル印刷物或ハ広告材料等ヲ調製使用スベカラス

前項ノ承認ヲ経タル者ハ当事者連署ヲ以テ其見本ヲ添付シ組合へ届出ツヘシ

第七条 得意持行商人ハ売薬配置用預袋其他之ニ代ルヘキ容器ニ標示シタル営業者ノ承認ナクシテ、其配置用預袋其他之ニ代ルヘキ容器中へ他ノ営業者ノ売薬ヲ混入スヘカラス

前項ノ承認ヲ経タル者ハ当事者連署ヲ以テ其事由ヲ組合へ届出ツヘシ

第八条 行商人ニシテ雇傭主ノ変リタルトキハ前雇傭主ノ承認ヲ経ルニ非レハ行商スルヲ得ス

其自己行商ヲナサントストキ亦同シ

第九条 得意持行商人ハ当該営業者ノ承認ナクシテ売薬得意ヲ売買又ハ譲渡スルコトヲ得ス

第一〇条 行商人ニシテ本細目ニ違反スルトキハ組合定款並ニ最寄会則ノ定ムル処ニ依リ違約処分ニ付セラルヘシ
前項ノ違約処分ニ応セサルトキハ組合ハ關係当局へ行商届済証ノ取消ヲ請求シ又ハ刑事追訴スルコトアルヘシ

付 則

第一条 本細目ハ決議ノ日ヨリ之ヲ施行ス

「本組合員ハ其区域行商人トヲ以テ各行商先区域毎ニ行商最寄会ヲ設置スヘシ」と定款に記されているが、最寄会

設置規程の大綱は、つぎのとおりである(同上、五)。(二〇頁) やはり決議の日から実施とされ、同時に最寄会準則もつくられた。

最寄会設置規程(昭和七年三月二十六日決議)

第一条 最寄会ハ組合ノ指導ヲ受ケ協同シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ向上發展ヲ計リ其利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第二条 各最寄会ノ区域ハ別表ノ通りヲ定ム

組長ニ於テ必要ト認ムルトキハ關係最寄会ニ諮問シ變更スルコトアルヘシ

第三条 最寄会ハ其区域内ヲ行商地トスル組合員ヲ主トシ得意持主及行商人ヲ以テ組織ス

第四条 最寄会ノ設置ハ其地域行商ノ關係者五名以上発起シ會員トナルヘキ者ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ以テ会則ヲ議定シ、組合ノ

承認ヲ受ケ成立スルモノトス

一九三四年(昭和九)度の『大和売薬同業組合業務成績報告書』は、同年度までの行商最寄会の設置状況を、以下のように記している(『奈良県製薬史』資料)。(編五〇九、五二〇頁)。

行商最寄会設置

本組合定款ニ基キ今期中設置セシ行商最寄会左ノ如クニシテ何レモ之ヲ承認セリ

設置年月日	会ノ名称	地域	承認年月日	会ノ名称	地域
昭和九年八月 日	山口県共正会	山口県	昭和十年二月九日	徳島県共正会	徳島県
昭和九年九月 一日	京都府共正会	京都府	昭和十年二月十八日	宮城県共正会	宮城県
昭和九年九月 七日	香川県共正会	香川県	昭和十年二月二十日	愛媛県共正会	愛媛県
昭和九年九月十三日	福島県共正会	福島県	昭和十年二月廿二日	島根県共正会	島根県
昭和九年十月十八日	青森県最寄会	青森県	昭和十年二月廿二日	北海道連合会	北海道全道
昭和九年十月十八日	秋田県最寄会	秋田県	昭和十年三月 一日	新潟県最寄会	新潟県

(旭川・天塩海岸・名寄・宗谷・北見・十勝・日高・室蘭・釧路各支部)

備考 昭和十年十二月二十二日山陰共正会ヲ解散シ全日島

奈良県同業共栄会 福井県親交会 滋賀県共正会

根、鳥取共正会創立ス

阪神同業共栄会 埼玉共正会 和歌山県共正会

前期迄ノ既設最寄会

佐賀県共正会 大分県共正会 長崎県共正会

東京更正会 岩手県共正会 愛知県共正会

熊本県同盟会 福岡県共正会 広島県共正会

静岡県共正会 山梨県売薬共正会 三重県同業共栄会

岐阜県同盟会

大和売薬同業組合では、組合管内の御所・八木・高田・桜井・田原本各警察署と行商人取り締りについての打ち合せ懇談会を開催するようになった。さらに、同時期行商先の販売員取り締りのために行商人取締委員の任命を復活させた。不正販売員、ニセ行商人の撲滅を期するのが目的だったという。確かにこの点は業界の悩みであり、三重県医薬品配置協議会名誉会長の藤田敏夫は、当時の大問題として「不正請求」と「ニセ回り」の二つが最寄会総会でよく議論されたと言っている（『語り継ぎ「私の売薬史」藤田敏夫』、『薬日新聞』昭和六三年七月三〇日付）。

北海道への回商

すでに明治三〇年前後に、大和売薬は北海道へ販路を拡大していたが、大正末期から鯛印商標の増田

と最寄連合会

兄弟商会をはじめ、五〇余の業者がこの地に新規拡張を活発におこなった（『北海道配位家庭薬協議会』、『北海道売薬史』六一頁）。

の場合は、創業三〇周年記念事業として北海道への進出を計画したという。目標は三〇万戸の拡張、増田弥内は、一九一三年（大正二）に家業を継いで薬業の道に入ったようだが、当時の営業形態は、「半年間は家で製薬し、次の半年間は回商に出る」といった方法だったという。「私の目的は、製造業者として、経営を安定させることであるが、それには自家配置を強化し、二十万戸、三十万戸の得意を持つ必要があった。北海道に新天地を求めた理由は、医者、薬局、薬店などの保健衛生の環境に恵まれていない地方の人々に、我々の製造した薬を供給するのが、自然の流れで

北海道最寄会の会名および区域	
北海道寄会	道庁所在地を以て区域とする
札幌寄会	札幌市を以て区域とする
旭川寄会	旭川市を以て区域とする
網走寄会	網走市を以て区域とする
釧路寄会	釧路市を以て区域とする
小樽寄会	小樽市を以て区域とする
稚内寄会	稚内市を以て区域とする
紋別寄会	紋別市を以て区域とする
十勝寄会	十勝地方を以て区域とする
空知寄会	空知地方を以て区域とする
上川寄会	上川地方を以て区域とする
中川寄会	中川地方を以て区域とする
石狩寄会	石狩地方を以て区域とする
樺太寄会	樺太地方を以て区域とする
千島寄会	千島地方を以て区域とする

北海道最寄会の会名および区域

あると考えたからである」(前掲「薬日新聞」、昭和六一年一月一日付以下同じ)と語っている。北海道では全域の農家を対象に配置して行き、さらに千島・樺太(現サハ)にも足を延ばし、漁業者・林業者の家庭を拡張して回った。大量の資金は、昔から父が大切に育ててきた関東の得意帳を売却して得たという。そして、「売子が多いときは二十人にもほり、何年もかけて、苦勞を積み重ねて、三十万余のお得意をつくりあげた。売子にも、いろいろな人がいた。旅商売なので人事管理が大変だった。私は自家配置を維持するという方針を変更して、売子その他のうちから希望者を選び、二千戸とか三千戸とかに分割して、分譲していった。得意を買って独立した人も、やはり私の鯛印商標の品物を仕入れてくれるのだから、

メーカーとしての私の営業には変化がないわけだ。私はその得意を売って得た資金で、また新しく拡張していった。だから北海道では、増田製薬の配置戸数が一番多かったです。現在でも多いと思っている」。さらに続けて、「得意帳を手放しても、……メーカーとしての売上げには変化なく、北海道で拡張した分だけ生産をふやして、売上げがふえることになる。私だけでなく、生産をふやそうとするメーカーは、いずれもこの方法で経営を充実して行くのだ」と興味深い点を浮き彫りにしている。つまり、「資力を貯えた売子は、得意を買っていった。さらに、自分で追いつけをして、新しい得意をふやしていった。そうすることによって、職人の何倍かの収入を得られるようになり、さらに意欲を燃やして拡張していく」。ここに、いわば請け売り業者への転化がみられるのであり、

再投資して資産構築が可能となる。いっぽう、メーカー側のメリットはすでに述べたとおりである。

北海道への拡張は順調にすすんだが、集金直前に、東北・北海道地方が異常な冷害に襲われ、大凶作となり、集金どころではなくなった。つまり大凶作で資金繰りがつかず、集金直前で大ピンチに陥ったのである。再び増田弥内の回想録に耳を傾けよう(同上)。

回商しても、集金どころでない家が多く、旅費代にもならなかった。当時の宿賃は一日が五十銭から一円まで。薬も安かったが、一日の集金では不足する日が多くなり、奈良から宿賃まで送金しなければ、売子が「立ち往生」しかねないという状態。とても利潤など考えられなかった。

回商先では、飲んだだけ計算し、精算書をつくっても「また、来年にお願いします」と、お金は一銭も貰わず、お得意がほしいだけの薬を置いて、次の家へ行くが、ここでも同じこと。

貸した代金は五年、六年と経過しても回収できず、とうとう帳消しになったところもある。しかし、強制的な取り立てや裁判沙汰になったものは一件もなかった。こんな商売は他にはなく、我々だからできるのだと、誇りに思っている。

だが、実のところ、奈良にいる我々も苦しみの連続だった。製薬原料の仕入代金は手形決済だから、手形の期日が来れば支払わねばならぬが、北海道から送金がないため、資金繰りがつかなくなって苦しんだ。拡張して、配置箱をいくら置いても、集金が本格化するのには三、四年も先のことである。

一九三二年(昭和七)一月、凶作地慰問のため、増田胃腸丸五万包(二万円)を贈っている(『奈良県薬業史』資料編、五一―八頁)。苦しい

経営のなかからの寄贈で、大変だったが、各市町村長から心のこもった礼状が多く寄せられた。

それはともかく、くり返し述べるように、業者間の不当競争はあとを絶たず、売薬の信用を失墜することも少なくなかった。そこでこの弊害を取り除くため、配置薬販売員の品性陶冶、薬事知識の普及、商業道德の涵養をめざし

て、一九三二年三月大和売薬北海道同盟会の結成をみたのである。二年後の一月には、大和売薬同業組合・大和売薬北海道同盟会の連名で、得意先に対し、「売薬取引上に付御願ひ」を出している。すなわち、「扱て皆さんに格別の御愛用を蒙って居ります私等の売薬代価割引の事に就て御願ひ致します……此れ迄の様な乱売同様な割引では吾等業者も死活の岐路に立って困って居ります……真に急救本位の売薬を御使用下さる意味で私等業者採用の保たれます様に御援助と御同情を希ひ割引歩合の引直しを御願ひ致します」(増田製薬株式会社製)と。

賣薬御取引上に付御願

貴客有様へ御願ひます
扱て皆さんに格別の御愛用を蒙って居ります私等の賣薬代価割引の事に就て御願ひ致します

皆さんは私達の如く私等賣薬は一般の商材品にして是種の如く人心を安撫するのに役立つ場合もありますから高い安いで安んぶるべく努めが必要であります理想としてはよく安く安い方がよいのでありますが然し高い品質の高いのは従って高値であります此の賣薬に於て私等も時々の要求に即して有効本位の賣薬を常に提供して居ります時に御利益を希むるに就て一般の商取引よりは特別に取引の補助でありまして本種では各等業者も此種の供給に立って居りますから皆さんも御同情を下さい。まして低く高い安いでなく皆さんに大切な生命を安んぶる為の時に御用になる所でありますから私に於て本位の賣薬を御使用下さる場合は私等も特別に御利益を保たれます様に御援助と御同情を希ひ歩合の引直しを御願ひ致しますと同時に貴客も御利益を御願ひの上上げることと致しませ

御得意各位

大和賣薬同業組合
北海道同盟会

賣薬取引についての御願

連合会の創立をみたのである。最寄会の設立主旨は、「配置売薬販売員ハ一 致団結シテ業権擁護、職業地位ノ向上確立、得意価値ノ維持保全ヲ期スルヲ以テ目的トス」とされた。大和売薬北海道最寄会連合会の方は、「本会ハ大和 売薬北海道各地方最寄会ヲ以テ組織ス」(第二条)、「本会ノ結成ハ加盟最寄会 ノ主旨及ビ業務ノ達成セシムルヲ以テ目的トス」(第三条)ということであつ た。奈良県配置家庭薬として、「正確な効能本位の薬」と「正直親切な配置」であることを得意先に徹底させることにした。こうして、新たに全北海道同 一の会証紙の貼用と徽章の佩用とを断行したのである。当時北海道で配置家 庭薬に従事するものは二百数十人に及んだという(前掲「北海道売薬史」)。

全購連など 昭和恐慌と一九三一年、一九三四年の凶作は、農山漁村の 売薬対策 生活に大きな影響を及ぼした。とくに一九三一年の凶作

は、東北地方の娘たちの悲惨な人身売買となり、帝国議会でも大きな問題になった。これに対し、政府、地方公共団体はもちろん、農業団体や青年団などが自力更生、つまり自衛のために作成されたのが全購連売薬であり、各地でみられた官公営売薬、青年団売薬もこれに類するものであった。全購連というのは、産業組合法に基づく購買組合のことで、法規上、所得税・営業収益税・営業税が免除された。全購連売薬は、薬剤師が代理製剤し、参加の組合が農家に配薬し、預金口座から代金をおとすしくみであった。どの種類も一〇銭だったので「十銭売薬」といわれた（富山県薬業史、七六七）。

これら業界外の売薬業への参入は、永年信用を第一に考えてきた大和・富山らの売薬業界の常識とはかなり隔りがあり、また関連業界にとっては死活の大問題として受けとられた。ひとり売薬業界の問題であるばかりではないが、一連の「反産運動」が展開されることになる。一九三三年（昭和八）度の『大和売薬同業組合業務成績報告書』は、「一方近時医療社会化ノ影響ハ健康保険ノ実施各種産業組合其他団体ノ医、薬事業ノ開始或ハ団体的商行為ノ出現等ニヨリ当業者ニ相当ノ影響ヲ及ボシツ、アリ、殊ニ配置販売ヲ主タル業態トナス吾人組合当業者ハ之ガ受クル処鮮カラサルモノアリテ、営業上諸般ノ事柄ニ遭遇シ相当考慮ヲ要スベキ情勢ニアリ」と記している。同年一〇月開催の第五回全国配置売薬業団体連合会総会および全国売薬業団体連合会大会では、それぞれ「産業組合理論ノ実行ニ促進ヲシ対策ノ件」が議案に付された。前者は「産業組合理論ニ於テ売薬製造及販売ヲ取扱ハシメザル様其ノ実行ニ促進ヲ期ス」、後者は「近來府県ニ於テ社会政策ニ名ヲ藉リテ、一方ニ偏重シ売薬業ヲ脅威スルガ如キ事業ヲナスハ当業者ノタメ実ニ重大ナリト認ムルガ故ニ現事者ニ於テ速カニ適當ナル対策ヲ望ム」と決議されたのである（奈良県薬業史資料、五〇〇～五〇一頁）。また同年一二月、奈良県公会堂で全日本商権擁護連盟奈良県大会が開催され、次の五点を決議している（同上、五〇一頁）。

(決議) 吾人ハ商権擁護ノ為メ極力左記事項ノ達成ヲ期ス

- 一 購買組合、販売組合ノ事業ニ官憲ノ関与ヲ嚴禁スルコト
 - 二 購買組合、販売組合ニ対スル国費及地方費ノ補給ヲ廃止スルコト
 - 三 購買組合、販売組合ニ対スル各種免税ノ特典ヲ撤廃スルコト
 - 四 購買組合、販売組合ノ違法行為脱法行為ノ取締ヲ勵行スルコト
 - 五 其他購買組合、販売組合ニ対スル保護助長ノ特典ヲ撤廃シ營業者ト均等ノ待遇ヲ為スコト
- 右決議ス

農村産組側からすると、「越中大和の薬屋の搾取より免れ」(同上、五)ということであるが、売薬業界にとっては、元来非営利的な全購連の事業ゆえ、売価は驚くほど低廉で、しかも大量であるため、潰滅的な打撃を蒙るといふのであった。県内でも、この前後いくつかの問題が起きている。一九三二年六月、宇陀郡三本松村(現室生)の青年団員が売薬の行商をはじめたようすを、地元紙はこう報じている。すなわち、「疲弊困憊の極に達した農山村では売薬ですら思ふ通りに服用出来ぬ惨状であるので、宇陀郡三本松村青年団では今回胃腸薬トンプク等の売薬行商鑑札を受け、同村を中心に付近各村に原価で販売しているが、成績よく各方面から歓迎されている」(奈良新聞、昭和七年六月二日付)と。さらに大和売薬同業組合では、岩手県薬草販売購買利用組合会の家庭薬製造分配問題や埼玉県青年団の委託販売問題で対応を余儀なくされたのである。

一九三三年(昭和八)から一九三四年(昭和九)にかけて、売薬の委託販売や通信販売で大和売薬同業組合は紛糾した。前者は、埼玉県への委託販売絡みであるが、組合規約を無視して委託販売や通信販売に乗り出す製薬業者が出現したのである。組合の反対で、埼玉県青年団への委託販売は中止となったが、契約不履行を怒った埼玉県側は製薬業

開始の動きをみせた。このため大和売薬の販路を失うのではないかと新聞に報じられた（『奈良新聞』、昭和八年二月一日付、昭和九年三月五日付）。

売薬の通信販売に対して、一九三三年八月同業組合では、大和売薬不正販売対策同盟会を組織して絶対反対の立場を貫いた。協議の末、この製薬業者に対し、「(一)配置売薬と通信販売価格を対照発表せざる事、(二)通信販売に当る販売価格表示は定価の五掛以上たる事、(三)売薬に対する世界の信用及威信を失墜するが如き文字を使用せざる事、(四)団体委託販売は絶対なざる事」（同上、昭和九年八月三日付）の勧告文を突きつけたようである。多少曲折があったが、この問題はほぼつぎのような妥協案が作成され解決をみた（同上、昭和九年八月二十七日付）。

一 貴商会発売の売薬は総て定価を以て販売し厘毛も割引せず且一包の定価を最低六銭とする事、併せて右精神に基づき割増特売割引に相当する商行為をなさざること

一 他人の売薬を誹謗せざるは勿論、売薬信用向上に留意し他の売薬定価を比較対照又は之を暗示するが如き字句及び絵画等如何なる方法を問はず一切用ひざる事

一 右宣言誓約し永久違反致さざること

右の問題をみると、改めて売薬の利益率の高さが注目されよう。また売薬販売方法の特徴も看取される。一九三五年（昭和一〇）に入ると、「反産運動」を尻目に一〇銭均一で全購連が製薬事業を具体化させた。大和売薬同業組合の『昭和九年度業務成績報告書』は、「最近十八種ノ家庭薬ヲ製造シ之ヲ全国ノ産業組合ヲ介シ、各ソノ所属組合員ニ配給ヲ開始セリ、之ガタメ吾配置当業者ハ直接多大ノ影響ヲ被リツ、アル」と記している。同年一〇月の第七回全国配置売薬業団体連合会総会では、産組の「十銭売薬」排撃の陳情を決議するとともに、配置売薬業権擁護に関し、つぎのような決議をした（『奈良県業史』資料）。

一 配置売薬業権擁護ニ関スル件（九州配置売薬連合会提出）

決議

売薬販売ノ統制ト配置売薬業権ノ擁護トハ、業界ノ現状ニ鑑ミ喫緊ノ要事タリ、仍テ速ニ左記事項ノ実行ヲ期スルモノトス

一 未加盟団体ニ対シテハ速ニ連合会ニ加入セシムルコト

但シ次期大会迄本会理事者ニ於テ之ガ実現ヲ期スルコト

二 県最寄会ハ速ニ之ヲ設立スルコト

三 出先地方最寄会ノ結成ヲ促進スルコト

四 不正行商者并ニ乱売者ハ徹底的ニ之ガ絶滅ヲ期スルコト

五 青年団、婦人会等各種団体ヲ利用スルガ如キ商行為ハ、之ヲ嚴禁スルコト

付帯決議

売薬行商員ノ資格制限ニ関シテハ各加盟団体ニ於テ、次期大会迄調査研究ヲ為スモノトス

右決議ス

委員長 金尾義信（富山）

右満場一致ヲ以テ委員長報告通り可決確定

この前後、奈良県内でも全購連の売薬対策が協議された。一九三五年六月県薬剤師会売薬部会では、（一）請売業者の資格制限の件、（二）全購連売薬に対する対策樹立の件、（三）医薬分業制度促進に関する件を協議しているし（〔奈良新聞〕、昭和二〇年六月八日付〕）翌年四月には大和売薬最寄会連合会常任理事会で商権確保が協議されたのである。決議事項は、つぎのとおりであった（同上、昭和二一年四月二四日付〕）。

一 売薬印紙税復活反対の件

前田長三郎より反対に関する説明あり、次で来る三〇日富山市で開催の全国大会へ本県より松本音蔵外一五名を出席せしめ極力反対の実をあげしめること

一 国民健康保険法案に関する件

売薬業に影響を及ぼさざる様法令内にこれが字句を挿入する様努めること

一 全購連売薬に関する件

右は産組購売事務所以外で販売せざる様具申すこと

一 売薬行商鑑札の件

当業者以外からの出願には許可せざる様陳情すること

当時、大和売薬振興委員会を組織して斯業の改善をはかっていたが、全購連などの一連の動きは大和売薬にとって実に強敵であったといわねばならない。そこで、五か月後県商工課では大和売薬の窮状打開策として、「全県売薬業者をもって強力なる工業組合を組織し、近代的経営のもとに生産費の低減と販路の拡張を図らねばならぬ」と大和売薬同業組合に呼びかけている（『奈良新聞』昭和二年九月三〇日付）。

工業組合の結成により、安値生産のために材料の共同購入、共同作業をおこなう、そして製品の検査も嚴重におこない、声価の維持につとめるとともに販路拡大のためには販売統制も辞さないとしたようであるが、組合内は賛否両論にわかれた。反対派は、売薬は他の一般商品とは異なるとして、各メーカーは「門外不出の秘法を持っている」「商標にある程度までの信用を持っている」と主張している。さらに新方式になると、「原料薬品が他の業者に洩れる虞がある」といい、また「販路拡張は同業組合がやることだ」「製品検査は外見だけではわからない」などが絡み合

っていたのである（同上、昭和二十一年一月十九日付）。

一九三六年一二月の奈良県会で松原利左衛門は、質問のなかで、大和売薬は「丁度旺盛時代の六〇パーセント」に落ちていると言及している（『昭和二十一年通常奈良県会会誌』三四一頁）。一戸二郎奈良県知事は、業界の空気をふまえながら大和売薬の更生策について、「中小ノ工業者ト云フモノハ、共同ノ力ヲ利用スルノデナケレバ、大規模ノ経済組織ニ私ハ對抗出来ヌモノト思ヒマス、其意味ニ於キマシテ県デハ県下ノ売薬業者ノ方々ニ工業組合ノ設置ヲ実ハ勸奨シテ居ルノデアリマシテ、マダ是ガ実現ニハ至リマセヌケレドモ、何レハ工業組合設置セラレマシテ、総テ共同ノ仕入、製造、販売ト云フヤウナコトハ、私ハ望ミ難イト思ヒマスが、或程度マデ共同ノ組織ニ依ル強味ヲ得マシテ、……相当伸ビ得ル力ヲ有ツコトガ出来ルト私ハ考ヘテ居リマス」（同上、三）という立場を明らかにしていた。

国民健康保険 わが国で疾病保険法としての健康保険法がはじめて施行されたのは、一九二七年（昭和二）のこと
險法 反対 である。この法律は、工場法の適用を受ける労働者と年収一二〇〇円未満の職員を対象とし、政府

管掌と組合管掌の二本立てで現物給付、単価点数方式を採用した（『富山県売薬史』通史七七四頁）。ついで一九三四年（昭和九）七月内務省社会局から国民健康保険制度要綱案が非公式に発表された。これらの報が伝わるや、売り上げ減を深刻に考えた業界は当然のことながら反対運動を展開した。すでに一部指摘したように、県内でも国保反対の動きを示しているが、同年一〇月大津市で開催の第六回全国配置売薬団体連合会総会で、「国民健康保険法実施反対」を決議している。全国売薬業団体連合会大会でも、富山県がリーダーシップをとり、同様の動きを示したが、一九三四年度の『大和売薬同業組合業務成績報告書』は、この点についてつぎのように記している。

国民健康保険制度反対運動

本制度ハ内務省社会局保険部ノ立案ニカ、ルモノニシテ、之カ要綱発表セラル、ヤ全国医薬業者ハ斯業ノ潰滅ヲ招来セシムル大暴案ナリトシテ一斉ニ反対運動ヲ起スニ到レリ、本組合ニアリテハ即チ全国配置売薬業団体連合会又ハ全売本部其他関係団体ト連絡ヲ保チツ、、数次ニ亘リ代表ヲ上京セシメテ関係当局ニ陳情シ、以テ業権ニ努メ一方国民健康保険制度反対期成同盟会ヲ結成シ之カ目的ノ貫徹ヲ期シタリ

幸ニシテ本案ハ第六十七帝国議会ニ提出セラレサリシモ今後本案ノ推移ニ対シ折角関心ヲ払ヒツ、アリ

翌年五月、名古屋市で開催の第一五回全国売薬業団体連合会大会および同年一〇月佐賀市で開催の第七回全国配置売薬業団体連合会の総会にも、引き続き国保反対の運動を起こすことを決議した。とくに後者の大会では、「疲弊した農村―当時無医村は三四二七町村におよんでいた―を考慮するならば、配置売薬業者の貢献の不可欠なことを、総理大臣をはじめ内務、大蔵、商工大臣、両院議長、各政党本部に打電」(富山県薬業史 通史 七七六頁)することになったという。

この前後、大和売薬同業組合では、国民健康保険制度反対に向けて活発な動きを示している。まず一九三四年（昭和九）一二月、奈良県会に対し、つぎのような陳情書を提出した。長文ではあるが、大和売薬業の実態にもふれているのでそのまま引用しよう(昭和九年通常奈良県会会誌 録 四〇〇―四〇二頁)。

陳 情 書

一、国民健康保険制度ニ関スル件

今回内務省ニ於テ立案致サレタル国民健康保険制度ハ、一般庶民階級ニ亘ル医療施設ノ社会化ヲ意図セラル、所謂社会立法ナルモ熟々之ヲ考察スルニ一般大衆ハ是ニ由リテ増税ニ等シキ負担ノ加重ヲ来スモノニ有之、現下窮迫セル県民ノ経済生活ニ即セサル儀ト思料仕候

且ツ又本制度ノ療養ノ給付殊ニ薬剤ノ給付ハ、之レ忽チ本県一大産業タル我大和売薬ニ至大ノ影響ヲ及ホスヘキハ火ヲ賭ルヨリ

モ瞭ニシテ、之カ関係県民無慮十万人ハ忽チ正業ヲ失ヒ生活ノ根拠ヲ断タル悲運ニ遭遇スルハ必然ノ儀ニ有之、延テハ本県産業上將又經濟上実ニ由々數結果ヲ招来スル儀ト確信仕候

冀クハ該制度ニ対シ切ニ 貴職ノ御明察ヲ相仰ギ叙上ノ本県特殊事情ニ鑑ミ何卒之ヲ政府ニ対シ適當ニ御稟請相賜度此段謹而及陳情候也

理 由

一、本県特殊産業タル我大和売薬ハ年産額貳千万円ニ垂ントシ県重要産業ノ主位ヲ占メ、又全国第三位ノ生産ヲ誇ル盛況ニシテソノ売薬ノ免許方數(昭和八年現在)一万六千九拾一方ニ上リ、之カ製造業者一千名請売業者三千二百七十九名ヲ算シ全国ニ出張シ販売ニ携ハル行商者約一万二千余名ニシテ、其合計実ニ一万六千有余名ニ及ビ、是等当業者並斯業關係者ノ家族ヲ合算スレバ無慮十万人ノ大衆ニ達スル状態ニ有之候

一、是ノ如ク本県一大産業タルノ名実ヲ成スニ至レルハ偏ニ貴職始メ關係諸賢ノ厚キ指導ト奨励ニ相俟ツ所多ク一面当業者不撓ノ努力ニ基ク結果ニシテ、之カ販路ハ全国ニ普ク今ヤ遠ク海外ニ進出シツツアリテ、殊ニ国内ニ有テハ医療施設ノ稀薄ナル山農漁村ノ僻陬ハ勿論都市ニ到ル迄直接家庭ニ配薬シ、需給兩者相倚リ相扶ク永年ノ美風ヲ以テ、一般大衆ノ簡易疾病治療機關トシテ濟世救民ノ使命ニ任シ来リ候

一、今該制度ノ要綱ヲ見ルニ、国民ノ凡ソ八割ニ上ル大衆ヲ而カモ加入強制主義ヲ採用シ保険料ノ強制徴収權ヲ認メ、以テ医師一元ノ医療統制ヲ意図セラル、カ故ニ被保險者タルヘキ大衆ハ増税ニモ等シキ保険料ノ負担ニ悩マサル、而已ナラス、療養ノ給付殊ニ薬剤ノ給付ニヨリ売薬ノ需要者タル夫等大衆ハ強制権力下ニ奪取セラレ、遂ニハ我大和売薬ノ廃滅ヲ見ルニ到ルヘク、加之改善普及ニ投シタル巨額ノ財ハ一朝ニ消失シ關係十萬県民ハ忽チ路頭ニ沈倫彷徨スルノ悲惨ニ遭遇スルハ必然ノ儀ニ有之候

叙上ノ如ク、該国民健康保險法ハ本県一大産業ノ潰滅ヲ招来シ十萬県民ノ生活ヲ脅威スル大問題ト確信仕候条、何卒本県産業上將又經濟上ニ及ホスソノ特殊事情ニ鑑ミ、希クハ之レヲ政府ニ対シ適當ニ御進言相煩度伏而奉願候

茲ニ大和売薬同業組合ヲ代表シ謹而陳情仕候

謹言

昭和九年十二月八日

奈良県南葛城郡御所町

大和売薬同業組合

右代表者

組長 松原 利左衛門

紹介者

奥村 才司

丘本 竹次郎

浦谷 直孝

仲川 房次郎

さらに、一九三六年（昭和一一）一二月には同じく、つぎのように建議している（昭和一一年通常奈良県会）。

建議書

今般政府ハ予テ立案中ナル国民健康保険法案ヲ愈来ル第七十議會ニ提出シ国民大衆ニ対スル医師一元ノ医療統制ヲ企図セラレント

ス
熟々国民健康保険制度案要綱ニヨリ按スルニ本制度ハ国民大衆ニ対スル医療ノ自由ヲ羈束シ、殊ニ真ニ多額ノ医療費ニ苦悩スル国民ニ均霑セザル而已ナラス、反ツテ組合員ハ保険料ノ徴収ニヨリテ財政的負担ノ加重ヲモ招来スル結果ヲ生シ、現下国民経済生活ノ実情ニ即応セザル所ナリト信ス、殊ニ本制度ノ母体タルヘキ市町村ニアリテハ、之カ補助等相当負担ノ義務ヲ有スルカ故ニ關係市町村民ハ更ニ二重三重ノ負担ヲ課セラル、ハ必然ニシテ、這般發表セラレタル税制改革ノ趣旨ニ悖リ実ニ国民大衆ノ脅威ト謂ハ

サル可カラス

既ニ現行工場健康保険制度ノ粗療、滞納四割ニモ及ブ保険料ノ重圧ニ悩ム現状、治療ノ制限或ハ手續煩瑣ヨリ受クル受療時機ノ逸過等種々ナル事故弊害ノ実績証左ニ徴シ、今本制度実施ノ暁ヲ想到シ直ニ以テ国民大衆ノ医療機能ノ完璧ヲ期シ得ベキヤ甚タ疑問トセザルヲ得サルナリ、更ニ本制度中療養ノ給付殊ニ薬剤ノ給付ハ、是忽チ本邦独自ノ売薬制度ニ甚大ナル影響ヲ及ホスヘキハ瞭然タル所ニシテ、当業者ハ永年全国都鄙僻陬ニ互リ斯業ノ改善普及ニ投資シタル巨額ノ財ハ一朝ニシテ消滅シ、同胞数百万ニ上ル關係当業者ハ将ニ正業ニ扱ル生活ノ根源ヲ断タル、ノ悲惨時ニ遭遇スルハ火ヲ賭ルヨリ明ナル所ナリ、如此実ニ是一大社会問題ニシテ社会立法タリトナス其ノ名ニ背馳スルノミナラス、之ヲ一面国家産業上将又經濟上ヨリ考察スルモ寔ニ甚大ナル損失ト謂ヒ得ヘシ

如此本制度ニヨル影響ハ國民經濟上将又本県一大産業タル大和売薬ニ対シ致命的脅威ヲ加フルモノニシテ、為ニ關係県民無慮十万余人ハ忽チ正業ヲ失ヒ生活ノ根拠ヲ断タル、結果ヲ招来シ実ニ由々敷社会問題ヲ醸成スル而已ナラス、延テ県經濟上ニ及ホス特殊事情ニ鑑ミ本制度制定ニ対シ速カニ可然処置ヲ講セラレ度、敢テ本案ヲ提出スル所以ナリ
右及建議候也

昭和十一年十二月十九日

提出者

松原 利左衛門

仲川 房次郎

倉田 光三

安田 甚四郎

奈良県会議長 高森栄喜三殿

そのほか、一九三八年（昭和一三）まで、業界はあらゆる機会を見つけて国保反対の立場を貫いたが、当時の世論はこれに冷ややかであった。同法は、一九三八年四月公布、七月から実施されることになった。本法は、健康保険法の適用を受けない一般の国民を対象とし、「疾病負傷分娩又ハ死亡ニ関シ保険給付ヲ為スコトヲ目的」（第一条）としたものであったという。

この間、日本医師会あるいは関西医師大会が売薬印紙税復活の決議をしたとかで、そのつど売薬業界は復活反対の陳情をしていることを付記しておく。とくに一九三三年（昭和八）年一二月の第一六回日本医師会総会で、同様の決議をしたことを聞き、大和売薬同業組合では総会を開催し、満場一致でつぎのように反対決議をしたのである（奈良県薬業史資料）。

（奈良県薬業史資料）
（編五〇二―五〇三頁）。

〔宣言〕 第十六回日本医師会にて決議せる売薬印紙税復活建議は、救療費充当の美名をかゝげてわが売薬の進出を阻止せんとする欺瞞策にして民衆唯一の簡易治療薬たる売薬に悪税を課せんとするものである、これは結局民衆の病者より徴税することになり、万一復活の暁は社会人道上実に重大な結果を招来することは明である、われらは矛盾撞着の甚しいこの悪税の復活建議に対し日本医師会の猛省を促すとゞもに広く輿論に懇へてこれを未然に防遏し売薬本来の使命に精進せんことを期す

〔決議〕 売薬印紙税復活に対し絶対反対す

もちろん売薬印紙税の復活はなかったが、他方「売薬無害無効論」は昭和期に入っても、形を変えて再燃したことがあるという。すなわち、増田弥内の回顧録によると、「昭和十年ごろ、当時の貴族院で、売薬の廃止論が出された。……資源を守るため、薬局だけにして、配置の薬は廃止すべきだ」との提案だったが、大和売薬同業組合では貴族院に、「配置薬無用論は、穏やかではない」と陳情したという。同氏らは、配置の必要性について「家庭配置薬を手許

に置いておけば、カゼ、腹痛、頭痛など緊急の場合、医者や薬局へ走らなくても、すばやく服用することによって治すことができる。配置薬は服用した分だけの代金をもらい、また新しい薬を置いてくる。このような社会奉仕的なことを我々はやっておる」と理解を求めたのであった（前掲『薬日新聞』、昭和六年一月一日付）。

5 売薬の経済統制

正価販売

一九三七年（昭和一二）七月の日中戦争勃発以降、国民生活全般にわたって、しだいに統制色が強まっていく。売薬業界にあっては、まず正価販売と深いかわりをもつ進物の制限がみられた。ついで一九三八年（昭和一三）八月、商工省令は露天商以外の商品は正札を貼付し、正価販売をおこなうよう指示している。

当時、増田兄弟商会では同商会と直接取引をおこなう販売員を以て「鯛印製薬会」を組織し、鯛印以外の薬は売らせないようにしていたが、正価販売の件でさっそく緊急役員会を開くことにしている。一九三八年（一〇）月一日増田兄弟商会本社内で開催する旨の通知を、九月二七日付で鯛印製薬会会長名で出している（増田製薬株式会社蔵）。

緊急役員会開催之件

……陳者糞ニ商工省令改正せられ、惣べての商品は正価販売すべき事と相成居り候へども、特別の事情有るものは地方長官に於て除外せられ、各府県に於ては我が配置売薬は特別の事情あるものと認められて殆んど除外せられ居り候処、最近商工省当局は其の除外を認めざる旨の指令を発せられ候次第、従て全国的に正価販売（即ち実際の販売価格の表記を必要と致し候）を実行せねばならぬ